

# 山口県報

令和8年  
3月31日  
(火曜日)

## 目 次

○規則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……………

指定障害児入所施設（障害者支援課）の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（こども政策課）……………



指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第十四号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「の各号に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。第三号において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を、「当該健

康診断」及び「当該各号に掲げる健康診断」の下に「等」を加え、同項に次の一号を加える。

三 乳児又は幼児に対する健康診査 通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第十五号

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児入所施設（障害者支援課）の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「の各号に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。第三号において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を、「当該健康診断」及び「当該各号に掲げる健康診断」の下に「等」を加え、同項に次の一号を加える。

三 乳幼児に対する健康診査 入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診

断

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第十六号

令和八年三月三十一日印刷  
令和八年三月三十一日発行

発行人所

山口県知事  
山口県庁

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「の各号に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。第三号において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を、「当該健康診断」及び「当該各号に掲げる健康診断」の下に「等」を加え、同項に次の一号を加える。

三 乳幼児に対する健康診査 入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診

断

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。